

「取子」習俗をめぐって

——吞龍及び鬼子母神信仰を中心に——

松
崎
憲
三

はじめに

『日本民俗大辞典』下巻には、「取子」について「子供が弱い、あるいはこれまで子供が育たなかった場合などに、神仏の子としてもらうこと。神仏そのものが取親となるが、実際にはその神社、寺院の神主や住職が取親として名をつけたり、一生つきあったりすることが多い」と記されている⁽¹⁾。

ところで筆者はかつて常総地方をフィールドとして「七五三と七つの祝い」の歴史の変遷と現状について分析を加えたことがある⁽²⁾。両地域では、祝われる子供の祖父母が主催者となって、ホテルや料理旅館を会場として、いわば結婚式の披露宴なみに盛大に祝うことが行なわれており、これが一つの特徴であった。もう一つは、千葉県全域そして茨城県の南部地域では「浅間参り」が盛んだったということである。ちなみに「浅間参り」とは、親が子を連れて、六月一日（もしくは月遅れの七月一日）に浅間神社を参詣するというもので、子が生まれてすぐのそれを「初浅間」、七才のそれを「終い浅間」と称し、「初浅間」から「終い浅間」まで毎年赴くというケースが目立った。一方で、「初浅間」の時のみ、あるいは「終い浅間」の時のみ出向くという所も少なからず存在した。これらのことを踏まえて筆者は、「初浅間から終い浅間までの一連の儀礼も、取子習俗との対応で把握することが可能である」と指摘した⁽³⁾。

実際茨城県東南部の旧潮来町域では、「浅間参り」は見られないものの、「取子」習俗が存在していることを確認できた。しかしながら、このことに関してはそれ以上に深く追及することはできなかった。小稿の目的は、「浅間参り」を視野に入れながら、「取子」習俗の実態を把握することにある。

ちなみに、「取子」習俗については、群馬県太田市・大光院（浄土宗）の吞龍信仰に関する研究が盛んであり、また近年は東北地方、特に山形県下の事例に関する報告が相次いでなされている。これらに触発されて、改めて

「取子」習俗に向き合おうと思ひ立つた次第である。どの程度その実態にアプローチできるかは心もとない限りであるが、歴史離れが進み、現代民俗流行りの昨今、オーソドックスなテーマが忘れ去られていく状況に鑑み、老婆心ながら筆を執るに至ったというのも一つの理由にはかならない。

先行研究については次節で詳述するつもりであるが、ここでは竹内利美に関するものだけに言及しておくことにしたい。それは「成育習俗と親方子方慣行」なる論稿であり、通過儀礼を年齢順に整理した上で、それぞれの儀礼における擬制的親子関係の特徴について論じたものである。「取子」については「名附けオヤ」との関連で捉え、「通例の名附け親」に対応する形で「呪的養育慣行と名附親」を位置づけ、捨子・拾い親と並列させて取子・取親について論じている。即ち

カミモシゴ（神申子）・神のトリコ（取子）などといい、健康に育つように祈念して、その子供分にしてみらう場合も多くは神官を名附親に依頼する。これもまたその類にはかならない。このようにとくに成育に不安の多い際に立てる名附親は、古い意識による特殊な命名習俗が伴うものである。それは単に命名のためだけのものではないが、人間の生命に名前是不可欠の関連を持つものという古い考え方にもとづき、このような呪的行爲にも命名が重要な因子として、とりあげられてきたものであろう。

④
というのである。竹内は名附けの呪術性に焦点を当てて論じているが、社会状況のすさまじい変化に伴って命名法も大きく変貌し、取子を名附けと関連づけて把握するには難しい状況にある。従ってここでは取親となりうる神仏（あるいは宗教者）はどのようなものか、そうして取子になるための儀礼とはどのようなものを、浅間信仰に留意しつつ分析を試みたい。ちなみに主たるフィールドは埼玉県である。筆者の居住する場所にほど近く、取子に関する報告例もそれなりにあるというのがその理由である。

一、先行研究小史

先に竹内の論稿を取り上げたが、竹内同様取子・取親を呪術的性格を帯びた擬制的親子関係と位置づけるのがおお方の見方である。

大間知篤三は、擬制的親子関係には社会経済的事情を背景としたものと（特に成年期に結ばれるもの）、宗教呪術的性格の濃厚な親子関係（特に出生時、幼児期に結ばれるもの）とがあるとした上で

要するに、右に述べてきた仮の親子と称する関係は、取上げ、命名、拾い上げること、仮に貫うこと等を媒介として、その親の力が子に移りうるという信念を基礎としたものであるといえよう。神仏の契子とか申し児とか呼んで、神仏の子供に上げたこととしてその庇護によって子供の無事成長を期しようという信仰と相似た形式を示している。

と述べている。⁽⁶⁾ 一方平山和彦は、この大間知の見解を踏まえた上で

成年式のおりのカリオヤでも、幼年期のおりのカリオヤと同質の要素を持つていることが良く判る。だとすれば、成年期のおりのオヤコ関係には社会経済性が強いというのも、元は不随していた呪術性が忘れられたか、あるいは、比較的後代になって、呪術的な関係に経済的な庇護・奉仕という性格が増し加えられていったということも充分考えられることだと思われる。

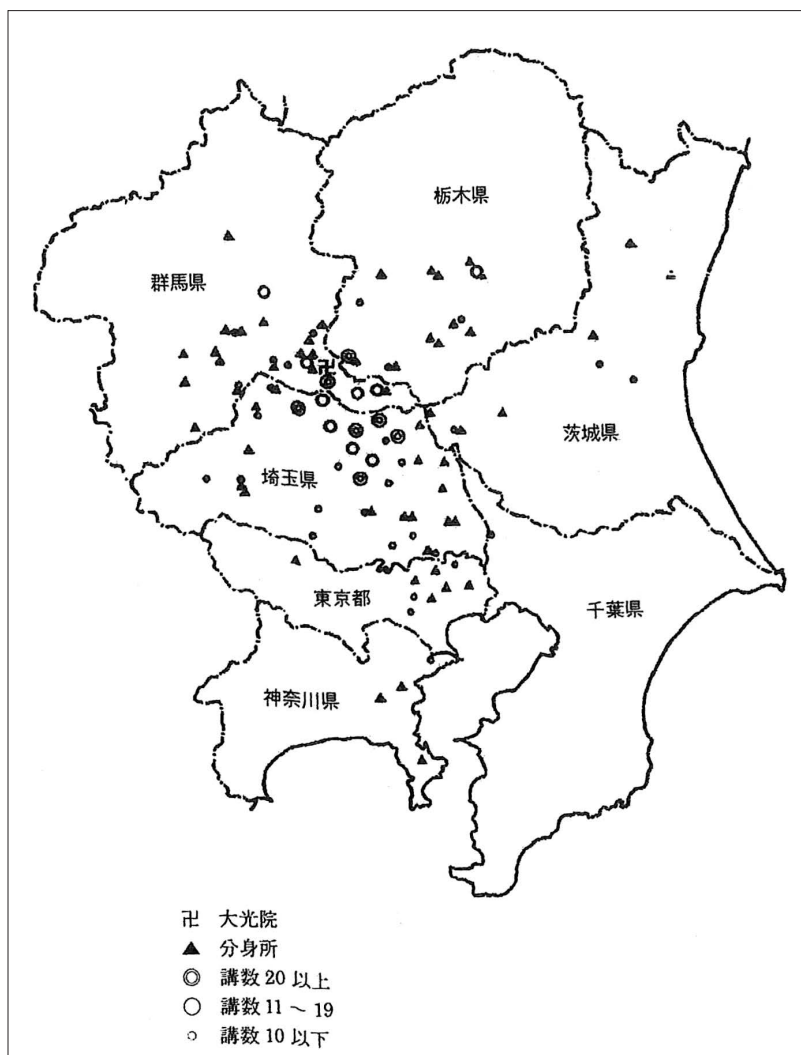
と指摘している。⁽⁷⁾ この二人の見解は、通過儀礼における擬制的親子関係の呪術的性格とその歴史の変遷に言及したもので大変興味深い。しかしながら、竹内の論も含めてこれらからは取子・取親習俗の具体的な姿は見えてこない。

取子・取親習俗として広く知られているのは、群馬県太田市・大光院（浄土宗）の吞龍信仰と日蓮宗系寺院の鬼子母神信仰である。このうち前者の吞龍信仰に関しては、その歴史的展開、あるいは実態に関する先行研究も少なくない。川添崇、鷲見定信らの論稿がその代表例である。ちなみに吞龍信仰とは、大光院開山上人吞龍（二五五六―一六二三、号は源蓮社然譽大阿）を崇拜対象とした、「子育て」を中心とする信仰習俗をいう。主な信仰内容は、安産、授名（寿名）、弟子入り、虫封じ、学業守護、病氣平癒のほか五穀豊穡、雨乞い、火伏せにまで及んでいる。吞龍上人は武蔵国埼玉郡一ノ割村（現春日部市）出身。同郡の林西寺にて出家。その後、芝・増上寺学寮に学び増上寺十二世源譽存応等に師事した。慶長五年（一六〇〇）武蔵国八王子・大善寺三世となり、慶長十八年（一六二三）に徳川家康の命を受けて大光院の開山となる。

しかしながら吞龍信仰が隆盛を見たのは、どうやら近代以降のようである。このことに関して川添は、大光院は近世徳川幕府との縁も深く、幕府の庇護を受けていたが、明治維新に伴う体制の変化によって信仰的・経済的基盤がゆるぎ、「日野上人（大光院六三世＝筆者註）は吞龍信仰を中心とした、一種の民衆教化運動を指導し発展させることで、この危機を乗り越えようとしたと思われる」と指摘している。⁽⁸⁾ そうして鷲見によれば、近代以降の吞龍信仰には、(1)分身所の成立と(2)吞龍講（故信講）の結成、この二つとこれらの地域的拡大が特徴として指摘できるという。⁽⁹⁾ 分身所は関東地方を中心に信越地方にまで及び、都合六六ヶ所を数える（表1）。その成立年代は明治五年（一八七二）以前のものが一ヶ所で、残りは明治六年以降大正期までに設置されたものである。一方、吞龍講は明治九年（一八七六）以降組織されたもので、関東地方に広く分布する（図1）。

表(1) 呑龍様の分身所 (鷲見 註9による)

県名	番号	寺院名	所在地	県名	番号	寺院名	所在地
群馬県	1	哀 愍 寺	新田郡尾島 1		35	近 竜 寺	栃木市
	2	長 建 寺	新田郡藪塚本 1		36	応 願 寺	宇都宮 (時)
	3	西 福 寺	佐渡郡東村		37	竜 善 寺	足利市
	4	本 光 寺	伊勢崎市		38	興 光 寺	下都賀郡
	5	定 善 寺	桐生市		39	呑 竜 寺	上都賀郡
	6	大 善 寺	桐生市		40	雲 竜 寺	鹿沼市
	7	義 林 寺	勢多郡大胡町		41	呑 竜 寺	鹿沼市
	8	正 幸 寺	前橋市		42	故信講教会	栃木市
	9	大 蓮 寺	前橋市		43	興 光 寺	壬生市
	10	正 覚 寺	沼田市	茨城県	44	月 崇 寺	笠間市
	11	常 光 寺	館林市		45	降 岩 寺	古河市
	12	大 信 寺	高崎市		46	正 覚 寺	猿島郡
	13	九 品 寺	高崎市		47	呑 竜 堂	常陸大田市
	14	竜 光 寺	富岡市		48	密 蔵 院	那賀郡 (智山)
	15	成 道 寺	藤岡市		49	光 岸 寺	下妻市
	16	大 泉 寺	安中市	東京都	50	宗 周 院	練馬区
	17	法 林 寺	多野郡		51	善 光 寺	北区
埼玉県	18	長 福 寺	児玉市		52	還 国 寺	文京区
	19	大 英 寺	騎西		53	来 迎 寺	新宿区
	20	林 西 寺	越谷市		54	長 建 寺 (呑竜教会)	墨田区
	21	円 福 寺	春日部市		55	延 命 寺	青梅市 (臨)
	22	西 福 寺	大宮市	長野県	56	西 念 寺	岩村田町
	23	蓮 馨 寺	川越市		57	明 照 寺	下伊那郡
	24	浄 信 寺	北葛飾郡		58	蓮 香 寺	長野市
	25	円 心 寺	本庄市		59	仏 光 寺 (和合会)	小諸市
	26	安 国 寺	越谷市	神奈川県	60	大 光 院	横浜南区
	27	呑竜上人 別当所	川口市		61	来 迎 寺	横浜戸塚区
	28	天 王 院	久喜市 (天台)		62	専 福 寺	横須賀市
	29	呑 竜 堂	秩父市	新潟県	63	不 動 寺	小千谷市 (智山)
	30	野 坂 寺	秩父市 (臨)		64	善 導 寺	中頸城郡
	31	万 福 寺	秩父市 (豊山)		65	本 城 院	十日町市 (天台)
	32	大宮教会	大宮		66	撰 取 院	大津市
栃木県	33	清 巖 寺	宇都宮市				
	34	宝 竜 寺	佐野市				



図(1) 関東地方における呑龍信仰の広がり (鷲見 註9による)

なお、『日本の神仏の辞典』、「吞龍」の項には、

（大光院着任＝筆者注）三年後、孝心のために国禁を犯して子供をかくまった罪で幕府の厳講を受ける。五年後、免されて帰山し、更に翌年になり紫衣の論旨を賜わる。このように庶民の救済に務め、とりわけ生活が困難な者の子供を引き取り教育するなどしたため、俗に「子育て吞龍」と呼ばれ、今日においても土地の人々の尊厳を集めている。

とある。⁽¹⁰⁾しかしながら、宇高良哲によれば「吞竜（龍）は現在『子育て吞龍』として著名であるが、彼の履歴の上で子育てに直接結びつくものはない」と断言している。⁽¹¹⁾吞龍信仰の広がりには、「七つ坊主」をはじめとする民俗としての子育て信仰が基盤にあり、大光院を中心とする吞龍信仰がそれらを積極的に取り込んだ結果、吞龍信仰が各地に受容され広がって行ったとの見解が示されている。⁽¹²⁾どうやら「子育て吞龍」の伝説は、分身所や吞龍講結成とともに布教の一策として作られた「吞龍一代記」の内容に対応するようである。

では実際「吞龍坊主（吞龍様への弟子入り）」は、どのような手順でなされるものだろうか。

一番多いのは身体の弱い子が弟子入りの場合で、厄除けや初出産に失敗した場合の次に生まれた子を弟子にするというケースもある。弟子入りの期間は三年、五年、七年が中心であり、年齢も七歳位までが多いが、十歳から十五、六歳までというのものもある。弟子入りの儀式は、髪を剃って御祈願を受け、お弟子入りの証をはじめとして念珠、祈願札、供物を授かる。その後毎年の開山忌に参詣することと、日課念仏三〇遍が課せられている。約束の期限がくると、御礼参りとして「願ほどき」⁽¹³⁾をしてもらって弟子入りが終わるといふ。こうした「弟子入り」の様相については、埼玉県下の事例を、後ほど紹介するつもりである。

ところで、吞龍様の分身所の信仰実態を報告した先行研究も存在する。八王子市大横町・大善寺の取子習俗に

分析を加えた、佐藤広の「八王子における子育て呑龍の信仰」がそれである¹⁴。大善寺は浄土宗関東十八檀林の一つで、呑龍が三世として十四年間勤めた寺院でもある。佐藤はこの大善寺が驚見が報告した六六の分身所から漏れているとして、大正期の史(資料)を活用するとともに、昭和十年代の取子経験者の聞き取りを合わせて、興味深い分析を試みている。なお、後ほど川越市・蓮馨寺なる分身所の一つを取り上げる予定であるが、その際のヒントとなる貴重なレポートである。

一方、東京都豊島区雑司ヶ谷・法明寺(日蓮宗)の鬼子母神信仰に関しては、冠賢一、近江美佳らの論著が目¹⁵に止まる。これらは、その由来や近世における信仰の歴史的展開に言及したもので、取子・取親については後者の近江が若干触れているにすぎない。ちなみに雑司ヶ谷・鬼子母神では、取子を「お草履取り」と称している。

取子に関しては、近年東北地方、特に山形県下の報告例が際立っている。加藤和徳は、米沢市と上山市の日蓮宗寺院における鬼子母神信仰関連の取子習俗を取り上げて報告するとともに、修験系寺院跡や関連施設内に取子中が建立した石碑や常夜燈があることを明らかにした¹⁶。野口一雄も、天童子山元・若松寺(天台宗)、山形市平清水・平泉寺(天台宗)をはじめとする置賜地方、村山地方の取子習俗について報告するとともに、八聖山金山神社(近世は不動明王を祀る修験寺院)のそれに言及しつつ、修験者達も広く取子習俗にかかわっていたようだと指摘している¹⁷。宮家準編『修験道辞典』には「取子」の項があつて修験者が関与する事例が示されており、古くは修験者が積極的にかかわっていたのは確かである¹⁸。

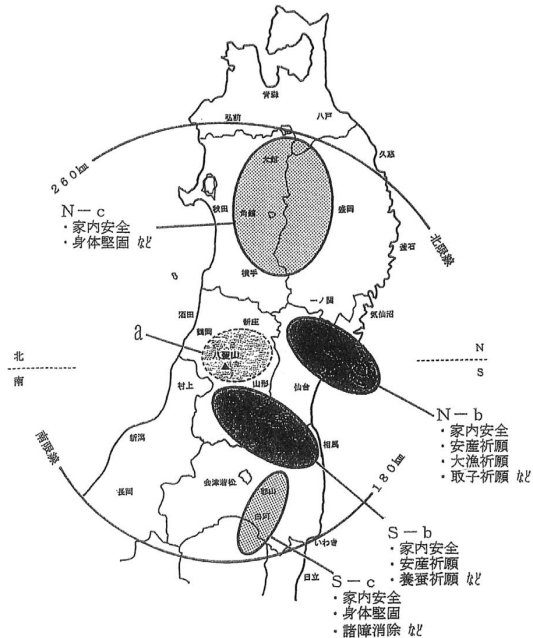
なお、八聖山金山神社は山形県西村山郡西川町米沢地内にあつて、横軸という六十里街道沿いの集落を門前としている。元は不動尊を祀る仏閣で出羽三山参詣の道者が立ち寄る姿もまま見られた。八聖山の信仰は、山内に二軒ある祈祷所(ともに本道寺派の山伏)と信者との結びつきを柱としたものである。そのうちの一軒、龍泉寺系の大龍家の大正二年(一九一三)から昭和の初めにかけての祈祷帳を分析したのは関口健である。関口によれば、山形県南部から福島県北東部の地域、そして宮城県北部地域からの参詣者に取子祈祷を行なう者が多かったとし

て次のように述べている。

取子の祈祷は、御祈祷帳ではN-1bの楕円形を中心としてその例が認められる（図(2)参照||筆者註）。今日においては、一年契約の「一年取子」と三年ごとの「三年取子」があり、毎月十五日は神職による取子祈祷が行なわれるほか、一月十五日の八聖山の祭礼では、取子の人々に祈祷札が渡されている。祈祷の際は、祈祷所の神前にある護摩壇（護摩木三本ずつを井桁に組む）で護摩を焚き、その火の中で取子の氏名と年齢を書き込んだ人形を燃やして、取子の安全が祈念される。幼い子どもばかりか、身体の不安を抱える大人なども取子になることがある。

という。⁽¹⁹⁾

修験者が関与するものを含めて、管見の及ぶ範囲の先行研究をざっと眺めてみた。関東住いのためか、西日本の事例はあまり目にしたことはない。そこで『日本産育資料集成』を手がかりに全国的な傾向性を把握し、その上で埼玉県下の吞龍、鬼子母神信仰の事例を主として分析を加えることにしたい。



図(2) 東北地方における八聖山信仰（関口 註19による）

二、『日本産育資料集成』の分析から

『日本産育資料集成』は昭和五十年（一九七五）に刊行されたものであるが、調査そのものは昭和九年（一九三四）に結成された恩賜財団愛育会が中心となり、柳田國男の助言を得て、昭和十年を中心に実施された全国一斉調査の成果である。調査を担ったのは、各都道府県から委嘱された郷土史家らである。都道府県によってその精度は異なるが、これによって全国的な傾向性が見て取れる。同書は妊娠、出産、育児と三分野に分けてまとめられているが、取子とかわかるのは、育児のうち「子育て祈願」の項である。

これを見ると取子・取親関係を結ぶ理由は、「初子は育ちにくいから」、「病弱な体質の子供が生まれたから」、「ともあれ健やかに育つて欲しい」等々が主なものである。取親となるのは、吞龍様、鬼子母神、浅間様のほか、地藏、観音、不動尊、虚空蔵、猿田彦、さらには修験者に至るまで多種多様である。修験者がかかわる例としては、研究史を整理する中で山形県内の事例を紹介したが、『日本産育資料集成』の報告例は岩手県のものであり、「真言宗、天台宗など祈祷寺の修験者に祈祷を依頼し、その子をトリゴとする。トリゴとはその神仏の子となつて永久に信仰することをいう。こうすれば修験者はその子のために毎日祈祷をこめるのである（盛岡市）」と報告されている⁽²¹⁾。また、早池峰山麓の山伏神楽では悪魔払いに効験があるとされる獅子頭は「権現様」としてあがめられており、その「権現様」のトリゴとなるには、「神楽の時に幼児の頭巾または服を持参してかませる」という⁽²²⁾。一方富士浅間信仰と関連する事例は、茨城県と岐阜、愛知県の事例だけである。このうち茨城県の報告は「旧暦六月朔日近郷の富士浅間神社に登山お参りをさせるのを例とする。この時は親類縁者や近所より饒別の品を贈り、帰途は神社の護符を受けて、これをうちわにのせて、その他の品を添えて各家に配る。これが幼児の災難除去を祈る例である。ただし七歳までは年年登山する（稲敷郡生板村＝現河内町）」というものであり、筆者が先に報

告した、常総地方の浅間参り同様のものである。また、岐阜、愛知の事例は、いずれも尾張富士浅間神社に参詣するもので、岐阜県では「尾張富士浅間神社に年限を定めて祈願し、毎年参詣する(海津郡)」⁽²³⁾とあり、また愛知県下では「尾張浅間神社や多賀神社へ寿命の長からんことを祈願して、子供をあずけるといふことが多い(中島郡荻原町地方)」、「右のことをカミアズケ(神あずけ)という。神の子となるので、親でも殴ってはならない。誤って殴ったりするとその子が死ぬという。だから大切な子でしかもよほど弱い子でないとカミアズケしない(海部郡甚目寺町地方)」⁽²⁴⁾。ここでは明確に神アズケ＝取子と称しており、浅間信仰も広く取子と関連することがわかる。

一方、吞龍信仰関連の事例は関東地方に広く認められ、埼玉県の項には「群馬・栃木・埼玉・東京の各府県の一部にわたって初生児が生まれれば一定の期日に達すると群馬県太田市大光院に詣で、その寺の開山である、吞龍上人に祈願して男女の健康育児を願ひ、五歳ないし七歳になれば再び礼参りと称して親兄弟が子供を連れて参詣する風俗がある」と記されている。⁽²⁵⁾このほか長野や新潟県下の報告に吞龍様が登場するが、これは両県に分身所が少なからず存在することから理解できる。しかし、岐阜県下にも吞龍信仰が盛んだったようで「不破郡赤坂町(＝現大垣市)の吞龍様(寺)へ十年十五年とあずけると、子供は負傷せず、また病気にならないという(不破郡・養老郡・大垣市)」、「不破郡赤塚町の吞龍さんへ、毎年四月に参詣祈願する。十歳まで子供をおあづけるために、そのお札に毎年参る」と報告されている。⁽²⁶⁾不破郡赤坂町の吞龍様がいかなる経緯でこの地に祀られるに至ったのか、気になる所であるが判明するに至っていない。

一方、鬼子母神は多くの日蓮宗系寺院で祀られており、ほぼ全国各地で取子習俗とかかわっていることが知られているものの、『日本産育資料集成』では、関東・中部地方においては散見されるといった程度で、むしろ九州地方に広く見られることがわかる。

このほか地藏や観音等身近なホトケや、あるいは産土神・檀那寺等とごく自然な形で取子・取親関係を結ぶ例も多いようにうかがわれる。

ついでながら、竹内言うところの「呪術養育慣行」の一つとしての「捨子・拾い親」について多少触れておくことにしたい。

子の育たない家が捨て子をするという例も見受けられるものの、「父四十二歳の時に二歳になった子はオヤトリゴ（親取り子）といい、懇意の人の軒に捨ててまねをして後で育てる（山梨県中巨摩郡西条村＝現昭和町）」⁽²⁷⁾、あるいは「男親の四十二の二つ子は育たないといって、親戚の籍へ当分入れておく（岡山県邑久郡豊村＝現岡山市）」⁽²⁸⁾というように、「四十二の二つ子」の場合が圧倒的に多い。「母親四十二、もしくは三十三の二つ子」などと称したり、寅年生まれの子、丑年生まれの次男以下を捨て子にすることもあった。ともあれ「捨て子」は親の厄年がらみで行われるケースが目立つという点で、「取子」習俗とは趣を異にする。しかし一方で、「捨て子」をオヤトリゴと言う所もあることにも留意しておきたい。

三、「取子」習俗の実態

(1) 埼玉県下の事例

『新編埼玉県史 別編2 民俗2』記載の育児の民俗のうち「ドンリュウボウズ」の項に次のように記されている。

生まれつき身体の弱い子供は、神仏のトリゴ（取り子）となりその神仏の加護により丈夫に育ってもらおうとすることが行われた。県内では川越市蓮馨寺の子育て吞龍が有名である。（中略）。この川越の吞龍様は川越市内は言うに及ばず、浦和市、和光市、富士見市、大井町など周辺地域からも広く信仰されている。

群馬県太田市の吞龍様も有名で、県内からも大滝村、都幾川村、川本町、岩槻市、戸田市といった広い地域

から出かけている。秩父郡大滝村三峰では、遠くてなかなか出かけられないため、家の庭に立ち太田市の方角に向かって弟子になることをお願いし、五歳あるいは七歳の「お願いしよ果たし」のときに、始めてお礼参りに出かけたという。

東京都豊島区雑司ヶ谷の鬼子母神でも、鬼子母神のナナツボウズと称して同様のことが行われた⁽²⁹⁾(和光市)。

群馬県太田市・大光院の吞龍信仰は、埼玉県下を広くカバーしているようであり、遠く離れた秩父郡大滝村(現秩父市)三峰の事例は、地域ならではの受容形態としてすこぶる興味深い。また、川越市蓮雀町・蓮馨寺は浄土宗関東十八檀林の一つであり、吞龍の分身所のある寺院として知られており、周辺地域から広く信仰を集めていたことが知られる。なお蓮馨寺の信仰については後ほど取り上げる予定である。一方、東京都豊島区雑司ヶ谷の鬼子母神については、和光市や戸田市といった県南地方の東京寄りの地域で信仰されている様子がうかがえる。以下、市町村史(誌)によりながら、より具体的な信仰の姿を眺めてみることにしたい。

事例(1)草加市・吞龍信仰

子供が丈夫に育つように、生後一年ぐらいたつと一の割(春日部市)の吞龍さま(大河山円福寺)に子供を連れてお参りに行く家が多い。護摩をあげてお参りする程度だが、体の弱い子は吞龍様のお弟子さんにしてもらった。お弟子さんになると七つ坊主といって、七歳まで坊主しておく。昔は女の子どもでも坊主にしていた。毎月お参りに行くとともに、四月一日から八日までのお祭りには、吞龍さまから送ってくる紙袋に五合ないし一升のオサンゴ(お散供米)を持ってお参りした。⁽³⁰⁾

事例(2)児玉郡神泉村・吞龍信仰

病弱な子どもの子育てに靈験あらたかな呑龍様にあやかっ、髪の毛を剃って弟子となり、健康祈願をする習俗がある。また、児玉町の呑龍様（長福寺）や群馬県太田市の呑龍様（大光院）にお参りした。³¹

事例(3) 鶴ヶ島市・呑龍信仰

上新田の旧長福寺の呑龍様は、鶴ヶ島の内外の子育てを祈る多くの人々の信仰を集めた。子供の体が弱いとよく呑龍様にお参りしたものである。この呑龍様は、毎年八月八日が縁日で、この日はたくさんの人出でにぎわったものである。

昭和初期まではドンリュッコというならわしがあった。これは群馬県太田市の呑龍様に奉志金を支払い、ドンリュッコ（呑龍上人の弟子）にしてもらい、無事成長を願ったのである。³²

事例(4) 比企郡小川町・呑龍信仰

生まれた子供が病弱であると、村の鎮守様や靈験あらたかな神仏にお参りして丈夫になるように祈った。群馬県太田市の呑龍様（大光院）は「子育て呑龍」として有名で、子供が病弱であると「呑龍様の弟子になる」といい、頭を剃って縁日である毎月八日にお参りしたという。明治十七年に太田市の大光院を分霊した小川の呑龍様も安産や子育てにご利益があるといわれ、病弱な子供の頭を剃ってお参りする人が多かったという。

腰越では病弱な子供の頭を剃り「呑龍様の弟子」と称して、毎月八日の縁日に小川の呑龍様を七歳くらいまでお参りしたという。また、病弱で子供がお参りできない場合、写真を持って親だけお参りした家もあったという。大塚では七歳で坊主になり、太田市の呑龍様に健康祈願のお参りをする家もあった。女の子の場合、五歳くらいで坊主にしてお参りしたという。

また、勝呂でも子供の髪の毛を短くしてお参りするといひ、下横田では元気な子供の着物の布を三十三布集め

て着物を縫い、それを着せて小川の呑龍様にお参りしたという。⁽³³⁾

事例(1)から(4)の全てが呑龍の分身所を持つ地域の事例である。このうち春日部市・円福寺、児玉町・長福寺は鷲見の作成した分身所一覧表に名を連ねているが、鶴ヶ島市上新田・旧長福寺、あるいは小川の呑龍様の記載はない。『日本産育資料集成』の分析の節で触れた岐阜県不破郡赤坂町の呑龍様も含めて、分身所に類する寺堂が、表(1)以外にもっと多く存在したのかもしれない。

いずれにしても、埼玉県下の子育て信仰においては呑龍が際立っており、近場に分身所があったとしても、太田市の本家本元を訪れることも少なくなかった。他方では子供の体調や太田市までの距離を考え、基本的な参詣方式からは外れているものの、創意工夫を凝らした独自のスタイルで信仰する人の姿が垣間見られた。

呑龍様以外に身近な神仏を子育て信仰の対象としていることは埼玉県下の事例についても言えることであるが、浅間様もその一つである。埼玉県下にも富士塚が見られ、富士講も各地に存在した。そうして子育て信仰との関係でいえば、「初山」行事が盛んで、県南地方及び県北地方のやや東側の地域で広く認められると中嶋信彰は指摘する。ちなみに「初山」とは中嶋によれば「富士浅間信仰に基づき、富士山の山開きに合わせて新生児を浅間神社に参詣させる行事」だという。⁽³⁴⁾

事例(5)熊谷市・富士浅間信仰「初山」

子供が生まれて始めて迎える七月一日（六月一日の地域もある）に、浅間神社などにお参りする事を「初山参り」とか、単に「初山」などという。初山参りは富士登山と同じ位の御利益があるとされ、子供の無事成長を祈願して行われる。生まれたばかりの赤子などは、翌年お参りすることもある。お参りした子供はお祓いの後、健康に成長する事を願って、額に朱色の神童印をしてもらう。⁽³⁵⁾

常総地方では、初浅間から終い浅間まで毎年浅間神社に参詣するという例が多かったが、埼玉県下の場合、初山のみ行われている様子で、末永く子供の成長を願うといった思いはあるものの一定期間神仏に預ける、あるいはその弟子にするといった認識は希薄なように思われる。

(2) 川越市蓮馨寺の「お弟子入り」

蓮馨寺の宗派は浄土宗、本尊は阿弥陀如来、土地の人々からは川越の吞龍様として親しまれている。戦国末期、北条氏康は川越を平定し、家老大道寺駿河守政繁を川越城守に任じた。その母である蓮馨大姉は、仏心驚く合戦で落命した者をなぐさめ、かつ社会の平安を祈り、大衆に心休まる場を与えようと発心し、平方村（現上尾市）に一寺を建立。甥の感誓存貞上人をもって開山した。寺はその後現在地に移された。徳川家は代々浄土宗への信仰が驚く、慶長八年（一六〇三）江戸開幕と同時に浄土宗関東十八檀林の制を設けたが、当寺もその中に列せられ葵の紋所が許された。毎月八日に吞龍デーとして縁日が立ち、川越名物のひとつとなっている。³⁶ ちなみに、『新編武蔵風土記稿』巻之百六十二、入間郡之七蓮馨寺の項には、「感誓は永禄六年當山より江戸の増上寺に轉住し、同九年辞して當寺に帰る」、「高德の人にて」「信徒三千人、弟子六百人」「感誓が化導の廣きこと知るべし」と記されており、大光院開山吞龍上人もその弟子の一人にはかならなかった。³⁷ こうした関係からか、蓮馨寺では明治初年（いつかははっきりしない）の早い段階で吞龍の分身所を設けた。その背景には、大光院同様に明治維新による宗教界の立て直しがあつたものと推測される。同寺は明治二十六年（一八八七）に鐘楼及び水舎を残して全焼してしまい、現在の吞龍堂は蓮馨寺入口正面にある大正初期の建築にかかるもので、吞龍上人像が安置されている。

この吞龍堂入口には「安産・子育て・水子 吞龍上人 祈願所 お上がり下さい」と書かれた貼り紙があり（写^①）、副住職夫人によれば「現在もお弟子入りする人が少なくな、昔からの名簿もある」とのことだが、それ以上詳しい話は聞くことができなかった。ちなみに、川添によれば各地方への分身所の進出に際しては、①大

光院側から僧侶を派遣して新たな分身所を設置した場合、②もとも
と大光院と本末関係、法類関係、その他何らかのつながりのある
既存寺院が、大光院の積極的な布教に呼応、協力して分身所になっ
た場合、③呑龍信仰の興隆に触発された地域の人びとや寺院が、み
ずから分身所を勧請した場合とがあるという。^③ おそらく蓮馨寺や
八王子市・大善寺は、このうち②に該当するといえる。なお、大
善寺の呑龍信仰を調べた佐藤は、昭和十年代の大善寺の「呑龍上
人御弟子規約」及び「呑龍講規約」を資料として提示しているが、
案外これらは大光院や分身所共有のものなのかもしれない。

呑龍上人御弟子規約

第一条 御子さんを呑龍上人の御弟子としたい方は、生まれてす
ぐからでも、何歳からでもお申込が出来ます

第二条 御弟子となるには三年以上七年以内に於て年限を定め、
御弟子入料金一圓を奉納し、住所父兄本人氏名、生年月
日等を御申出なさること。御希望の方は、七年以上更に
継続することが出来ます

第三条 生まれた御子さんに呑龍上人から御授けの御名前を頂き
たい方は、直に御付けいたします

第四条 御弟子年限中は、毎月八日の御縁日には是非御本人を参



写(1) 蓮馨寺の呑龍堂(左)と入口の貼紙(右)

(2024年7月6日撮影)

詣せしめること

第五条 毎月八日の御縁日には、御供米並に月掛金十銭（五銭）を奉納すること。或は御供米月掛金を合わせて金三十銭（弍拾五銭）を奉納しても差支ありません。但し遠路の方は数ヶ月分を一時に奉納することが出来ます

第六条 毎年四月八日、当山に於て大法会を修し特に御弟子方の安全を御祈願いたします

第七条 毎年四月八日の大法会には御子方へ御札御供物玩具を進呈いたします

第八条 満願即ち御弟子年限満了の時は、御燈明料と提燈を奉納し、更に吞龍講に加入し、永遠に報恩の誠を画すべきこと

吞龍講規約

第一条 本講は吞龍上人帰依の信者を以て組織し吞龍講と称す

第二条 本講は既往の報恩に併せて将来益々御加護を頂くことを目的とす

第三条 本講員は生涯継続し途中脱退しないこと

第四条 本講員は毎月八日の御縁日特に毎年四月八日の大法会には万障十年代くり合せ参詣すること

第五条 本講員は毎年四月八日に応分の冥加料を奉納すること

第六条 毎年四月八日の大法会には特に講員の安全を御祈願いたします

第七条 毎年四月八日の大法会には各講員へ御札御供物等を進呈いたします

東京府八王子市大横町

檀林 大善寺

「吞龍上人御弟子規約」第八条からは、弟子入り・満願と吞龍講への加入が一連のものとして設定されており、布教する寺院側のしたたかさがかがえる。

それはともかく、蓮馨寺における吞龍様への「弟子入り」の現状を確認するには至っておらず、例によって市町村史（誌）からいくつか引用してみることにした。

事例(6)富士見市・蓮馨寺の吞龍っ子

身体の弱い子どもを「不動っ子」⁽⁴⁰⁾「吞龍っ子」と称して川越不動や川越蓮馨寺に「取り子」をしてもらい、七歳まで守護してもらったこともあった。

事例(7)上尾市・大光院及び蓮馨寺の吞龍っ子、吞龍坊主

戸崎・原市・平方領々家などでは、体の弱い子の髪の毛をそり、群馬県太田市の吞龍様（大光院）や川越市の吞龍様（蓮馨寺）にお参りして健康祈願をする家も多かった。剃髪して参拝したことにより、吞龍様の弟子になったとされ、この子供をドンリュッコ（吞龍っ子）とかドンリュウボウズ（吞龍坊主）と呼んで、丈夫に育つとされていた。男女とも七歳ぐらいまで坊主にしていたという。⁽⁴¹⁾

事例(8)朝霞市・蓮馨寺の吞龍坊主

病気がちな子ややつとできた子などを亡くさないように、初誕生を過ぎると川越市蓮馨寺の「子育て吞龍」様にお参りし、吞龍様の弟子にしていた。弟子の印として、男の子も女の子も坊主頭になり、吞龍上人の加護とより丈夫に育つことを願ったのである。（中略）。溝沼のある夫人は、「私もドンリュウボーズだったんです。姉がなくなったから、五つ位までは頭をすっかり男の子みたいにしてね。いじめられたんで覚えていますよ。七つ

ボーズとか、五つボーズとか言って、年限があるみたいでしたね。お参りにはちょいちょい行きました」という。⁽⁴²⁾

川越市内の子育て信仰としては、蓮馨寺と並んで不動堂もよく知られた存在のようである。そうして蓮馨寺に關しては、『新編埼玉県史 別編2 民俗2』で上げられた川越市内、浦和市、和光市、富士見町、大井町のほか、鶴ヶ島市、三芳町、戸田市、朝霞市、蕨市などより広い地域から参詣者が訪れていたようである。

(3) 雑司ヶ谷・鬼子母神の「お草履取り」

『新編武蔵風土記稿』卷之十六 豊島郡八 戸田領「鬼子母神社」の項には「法明寺寺中大行院持」とあり、近世は大行院が鬼子母神社の別当職を勤めていたが、火災による消失によって大行院は現存せず、法明寺が現在の鬼子母神堂を管理している。

法明寺（日蓮宗）は元は弘仁元年（八一〇）空海によって開創された真言宗寺院であった。文応元年（一二六〇）時の住職が日蓮の直弟子日源に帰依し改宗したという。通称「雑司ヶ谷の鬼子母神」として現在まで親しまれているが、これは寛文六年（一六六六）に広島藩主浅野光晟の夫人が、天下安全・子孫繁栄を祈願するために鬼子母人堂を建立したのがはじまりとされる。鬼子母神の祭礼は春夏二回、ともに大いに賑わいをみせるという。⁽⁴³⁾

日蓮宗では、鬼子母神を病魔退散、行者の加護を行なう守護神と位置づけ、各寺院でも鬼子母神を奉安しているが、その由来から特に子授け、子育ての大善神として一般に浸透した。雑司ヶ谷の鬼子母神が世に広く知られるようになったのは、十八世紀後半のようである。⁽⁴⁴⁾

ところで、埼玉県下の市町村史（誌）でこの雑司ヶ谷の鬼子母神へ参詣したと記載があるのは、和光市と戸田市のもの二例だけである。それだけ吞龍信仰が根強いということである。ともあれ事例をあげてみよう。

事例(9)和光市上新倉・鬼子母神の七つ坊主

地藏様は子供を守ってくれるとして篤く信仰されている。オサゴや水を供えて恙なく成育することを祈願する。雑司ヶ谷（東京都豊島区）の鬼子母神もまた、子育てに大きな力を有している。Oさん（男 大正六年生）は、生児を鬼子母神のナナツボウズ（七つ坊主と七歳までは坊主頭にしておく）に頼み、草履を受けて草履取りをさせた。そうして祈祷料を届けて無事成育するよう祈願してもらったのだという。受けて来た草履は紙で包み、水引きで結いて床の間に上げておき、ロウソクを燈した。⁽⁴⁶⁾

事例(10)戸田市・鬼子母神、吞龍信仰他

生まれつき弱い子は、丈夫に育つようにと、蔵の三学院の子育て地藏、東京の雑司ヶ谷の鬼子母神などにお参りに行った。また、近所の地藏様から、そのよだれかけをもらってきて、子どもにかけてやって、そのお札には、新しいものをつくってあげた。さらに子どもが丈夫になるように、大師様がまわってきたときに、そのお弟子にしてもらったが、そうすると、たいがい三歳までは、男女ともに頭を剃っておいた。同じように、群馬県太田市の大光院に参って、吞龍様のお弟子にってもらったが、その場合にも、三歳、五歳、七歳というように、一定の年期を切って、やはり丸坊主にしておいたものである。そのような弱い子には、だれか丈夫な人から、したて残りの布をもらってきて、着物にしたてて着せるとよいという。また、三三軒の家々から、小さな布をもらい集めて、着物をつくって着せると良いとも伝えられる。⁽⁴⁷⁾

事例(10)の戸田市域のものに關していえば、この地域周辺に数多く存在する子育て信仰の対象の一つが、雑司ヶ谷の鬼子母神であるということを物語っている。また、ここにある布片を集めて着物を仕立てて着せれば丈夫に育つという記載は、埼玉県下の市町村史（誌）によく見受けられているもので、埼玉県下の特徴の一つといえる。

尚、事例(9)和光市のそれからは、雑司ヶ谷の鬼子母神信仰では弟子入りに際しては草履をもらい受け、また「七つ坊主」と称するように「呑龍つ子」同様に髪を剃る儀礼が伴っていたことがわかる。

ついでながら、鬼子母神の「お草履取り」の儀礼の様相がわかる、豊島区内の報告例をつけ加えておく。

事例(11)豊島区・雑司ヶ谷鬼子母神のオゾウリトリ

男児は三〇日目、女児は三三日月にその地区の氏神に詣でる。鬼子母神に子授けの願掛けをしていたときには、当日、氏神よりも先に鬼子母神へお礼参りに行った。その際、鬼子母神でオゾウリトリという祈願をすることもあった。「七歳（あるいは五歳・三歳）までこの子をオゾウリにして下さい」と頼み、鬼子母神から小さな藁草履を受けてくる。それを家の神棚にあげておき、その後七歳（あるいは五歳・三歳）になるまで、ツキマイリと称して毎月父母・祖父母などが子供を連れて鬼子母神へ参拝に行った。オゾウリトリの年令は人により異なるが、七歳まで続けることが多かったという。⁽⁴⁸⁾

ちなみに、雑司ヶ谷・鬼子母神堂入口には、「御開帳祈祷受付」なる貼紙があつて

子授け祈願	安産祈願
お宮参り	発育増進
虫封じ	病氣平癒
家内安全	身体健全
交通安全	厄除開運
心願成就	七五三祈祷

祈願は五仟円よりご志納いただきます

と書かれている(写②)。またその下には

御草履取り修行

鬼子母神様に弟子入りし

子供の発育増進・無病息災を祈願する

月参り(毎月一回参拝)の修行です

申し込まれた方のお名前を

毎朝読み上げて御祈願致します

詳しくは寺務所受付にて御説明

致します

と記されていた。これによって、鬼子母神堂が現在ウリにしているご利益が判明するとともに、「お草履取り」が今日でも行われていることがわかる。法明寺の鬼子母神堂担当者の方の話によれば、現在(二〇二四年七月)お弟子として登録している人の数は五〇、六〇にのぼるという。病弱の子、先天的に難病を抱えた子以外に、お宮参りをしてその存在を知った人が我が子を、さらには親がしてくれたというのでその人が自分の子にもという形で「お草履取り」をするケースがあるという。そうして必ずしも七歳までとは限らず、成人まで、あるいは結婚するまでという人もいるようである。もちろん都区内とその近在の人が弟子にすることが多いものの、遠くは福島あたりから通って来る人もいるという。



写(2) 雑司ヶ谷・鬼子母神堂(左)と宮詣り風景(右)

(2024年7月8日撮影)

お弟子になる時は、祈祷をしてもらい草履をいただく。ただし今日では草履をはくことがないことから、ミニチュアの草履を渡しているとのことである。その後、毎月一回八日の縁日の時には、弟子となった子は親や祖母と伴に参詣することになっている。その時は、お供え用のお米を鬼子母神堂から譲り受けた紙袋に入れて持参する。しかし今日では、八日に限らず都合の良い日でもかまわないし、また引越したりして遠くに住んでいる人は「随参」といって、東京へ出て来る時などに随時参詣すれば良いことになっている。今日の社会状況に鑑み、柔軟な形にしたようで、当然のことながら髪の毛を剃るようなこともしない。無事修行を果たした満願の時は、御祈祷をしてもらい、その時草履をお返しする。つまり、草履は弟子入りした証であり、修行の象徴ということになる。こうしてみると、鬼子母神への弟子入り（お草履取り）と吞龍様への弟子入り（取子・取親習俗）には共通性のあることに気づく。一定の期限を切って弟子入りし、その際男女を問わず髪を剃って七つ坊主・吞龍坊主などと称していた。また、弟子入りに際しては祈祷を受けた後草履を渡す―念珠や証書を渡すなどしていた。その際紙袋に入れたお米、オサゴを持参した。満願の時も、祈祷を受けた。以上であり、多少異なる部分もあるが、類似傾向は否めない。

結びにかえて

以上、先行研究を整理した上で、『日本産育資料集成』によりながら、取子・取親習俗の全国的な傾向性を把握した。加えて埼玉県下の事例を手がかりとして、吞龍信仰と雑司ヶ谷の鬼子母神信仰に分析を加えた。

東北地方では、山形県、岩手県、宮城県を中心に修験者がかかわるケースが際立っていた。また鬼子母神に関しては、日蓮宗系の寺院が積極的に鬼子母神を祀ったという経緯もあり、ほぼ全国的に広がっていた。そうした中で有名なのが、豊島区雑司ヶ谷の鬼子母神にはかならない。一方吞龍信仰に関しては、関東地方に根強く、一部長野、新潟といった中部地方にも広く認められた。しかしながらこの吞龍信仰が広がったのが近代以降だった

というのは意外だった。すなわち、明治維新後の経済的立て直しと一種の宗教運動（吞龍講の結成と分身所の設置）を、群馬県太田市・大光院とその関連寺院とが展開した結果にはかならなかった。

埼玉県下には吞龍様の分身所が多く、そこで弟子入りすることのほか、わざわざ本家本元の大光院に向くことも盛んに行われていた。分身所についていえば、鷺津が明らかにした六六カ所以上が存在するといえる。埼玉県下でいえば比企郡小川町の吞龍様、鶴ヶ島上新田旧長福寺の吞龍様がそれであり、佐藤が分析対象とした八王子市・大善寺の吞龍様もその一つだろうし、岐阜県不破郡赤坂町のそれも忘れてはならない。

ともあれ、吞龍信仰については、組織的に信仰が広げられたものと考えられ、弟子入りや吞龍講については、共通の規定・規約（マニュアル）があつた可能性が強く、佐藤が示した八王子・大善寺のそれがこの類のものと推測される。

一方、雑司ヶ谷・鬼子母神が広く知られるようになったのは一八世紀後半以降である。しかしながら、所謂「お草履取り」がいつ頃から始められたものかははっきりしない。ちなみに、「吞龍つ子」と「お草履取り」とでは、その儀礼において共通した部分も多く、相互の影響関係を視野に入れて検討する必要があるのかもしれない。最後に富士浅間信仰との関係でいえば、埼玉県・埼玉県北・県南に広がるのは「初山」に特化したもので、取子・取親習俗とは趣を異にするものと見られる。

註

- (1) 福田アジオ他編 二〇〇〇『日本民俗大辞典』下巻 吉川弘文館 一三四―一三五頁。
- (2) 松崎憲三 二〇一六『民俗信仰の位相』岩田書院 二五三―二八五頁。
- (3) 同 右 二八一頁。
- (4) 竹内利美 一九九一「成育習俗と親方子方慣行」『竹内利美著作集 3 ムラと年齢集団』名著出版 二八四頁。

- (5) 松崎憲三 二〇二〇「名づけのフォークロア」キラキラネームをめぐる」『板橋史談』三〇三号 板橋史談会 三一―一七頁。
- (6) 大間知篤三 一九七八「呪術的親子」『大間知篤三著作集』第四卷 未來社 一五〇頁。
- (7) 平山和彦 一九七八「いわゆる『親子成』について」『日本民俗学の課題』弘文堂 一二七頁。
- (8) 川添崇 一九八一「吞龍講の成立と展開」『佛教論叢』二五号 浄土宗教学院 八五頁。
- (9) 鷺見定信 一九八一「吞龍信仰の実態」『佛教論叢』二五号 前掲書 八八頁。鷺見定信二〇二三「講の成立と展開」吞龍講の場合」『仏教と民俗』鷺見定信遺稿論文集』ノンブル社 一四六―一五九頁。
- (10) 大島建彦他編 二〇〇〇『日本の神仏の辞典』大修館出版 九二六―九二七頁。
- (11) 宇高良哲 一九八一「大光院開山然譽吞竜について」『佛教論叢』二五号 前掲書 九五頁。
- (12) 鷺見定信 一九八一「吞龍信仰の実態」前掲論文 八九頁。川添崇一九八二「既成仏教における民衆宗教運動」『宗教・その日常性と非日常性』雄山閣出版 一二三―一六頁。
- (13) 鷺見定信 二〇一三「講の成立と展開」吞龍講の場合」前掲論文 一四一―一四二頁。
- (14) 佐藤広 二〇二二「八王子における子育て吞龍の信仰」『西郊民俗』二五四号 西郊民俗談話会 一―八頁。
- (15) 冠賢一 一九八五「近世江戸における鬼子母神信仰」雑司ヶ谷鬼子母神を中心に」『民衆宗教史叢書9 鬼子母神信仰』雄山閣 一四三―一六〇頁。近江美佳二〇一七「雑司ヶ谷鬼子母神における庶民信仰の確立」『雑司ヶ谷鬼子母神堂』勉誠出版 一五一―一五七頁。
- (16) 加藤和徳 二〇二二「鬼子母神」信仰と『取子』習俗」米沢市と上山市の事例から」『置賜民俗』一九号 置賜民俗学会 九三―九七頁。
- (17) 野口一雄 二〇〇六「山形の取子習俗」『山形民俗』第二〇号 山形県民俗研究協議会 五九―六五頁。
- (18) 宮家準編 一九八六「修験道辞典」東京堂 二八二頁。
- (19) 関口健 二〇〇四「御祈祷帳にみる羽州八聖山の信仰」祈祷所大瀧家を中心として」『山岳修験』第三四号 日本山岳修験学会 三九頁。

- (20) 恩賜財団母子愛育会 一九七五『日本産育資料集成』第一法規出版 四八五頁。
- (21) 同 右 四八五頁。
- (22) 同 右 四八五頁。
- (23) 同 右 四八九頁。
- (24) 同 右 四八九頁。
- (25) 同 右 四八六頁。
- (26) 同 右 四八九頁。
- (27) 同 右 四七〇頁。
- (28) 同 右 四七三頁。
- (29) 埼玉県編刊 一九八六『新編埼玉県史 別稿2 民俗2』一六八～一六九頁。
- (30) 草加市史編さん委員会 一九八七『草加市史民俗編』草加市 六一四頁。
- (31) 神泉村教育委員会 二〇〇三『神泉村史 民俗編』神泉村 三一八頁。
- (32) 鶴ヶ島町史編さん室 一九九四『鶴ヶ島町史 民俗社会編』鶴ヶ島市 一九九頁。
- (33) 小川町編刊 二〇〇一『小川町の歴史 別編 民俗編』七二九～七三〇頁。
- (34) 中嶋信彰 一九九八『初山の研究』利根川流域のある産育習俗』『埼玉民俗』第三三号 八一～九二頁。
- (35) 熊谷市教育委員会 二〇一四『熊谷市史 別編1 民俗編』熊谷市 四九八頁。
- (36) 志村有弘他編 二〇〇九『社寺縁起伝説辞典』戒光祥出版 五〇〇頁。
- (37) 蘆田伊人編 一九五七『大日本地誌大系 新編武蔵風土記稿』八卷 雄山閣 二四〇頁。
- (38) 川添崇 一九八二『既成仏教における民衆宗教運動』『宗教・その日常性と非日常性』雄山閣出版 一三〇～一三二頁。
- (39) 佐藤広 二〇二二『八王子における子育て吞龍の信仰』前掲論文 五～六頁。
- (40) 富士見市教育委員会 一九八九『富士見市史資料編7 民俗』富士見市 五七頁。
- (41) 上尾市教育委員会 二〇〇二『上尾市史 別篇3 民俗』上尾市 三九五頁。

- (42) 朝霞市教育委員会市史編さん室 一九九五『朝霞市史 民俗編』朝霞市 七六一頁。
- (43) 蘆田伊人編 一九五七『大日本地誌大系 新編武蔵風土記稿』八卷 前掲書 三二二～三二三頁。
- (44) 志村有弘他編 二〇〇九『社寺縁起伝説辞典』前掲書 四三五～四三六頁。
- (45) 近江美佳 二〇一七『雑司ヶ谷鬼子母神における庶民信仰の確立』前掲論文 一五二頁。
- (46) 和光市史編さん室 一九八〇『上新倉の民俗』和光市 八二頁。
- (47) 戸田市編刊 一九八三『戸田市史 民俗編』九五頁。
- (48) 豊島区市編纂委員会 一九七七『豊島区民俗資料報告書』豊島区企画部広報課 二六～二七頁。

(成城大学名誉教授
成城大学民俗学研究所元所長)

